

静岡看護師等の「雇用の質」の向上のための企画委員会設置要綱

(目的)

第1条 本件企画委員会は、平成23年6月17日付け厚生労働省通達によって示された、看護師等の「雇用の質」の向上のための取組を進めるに当たって、地域が直面する課題を関係者間で共有するとともに、関係者が協働して課題の解決の方策を具体化し、適切な役割分担の下に効果的に取り組み、さらにその成果を検証し、取組内容を改善の上、継続するための協議の場として設置・運営するものとする。

(企画委員会の事務)

第2条 企画委員会においては看護師等の勤務実態等について、関係者間での現状認識、問題意識を共有するとともに、研修会の開催、時期の決定、講師の選定、対象者の選定、対象者への周知、研修の内容に関する協議等を行う。

(委員の選任等)

第3条 委員会は、委員長、委員長代理及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、静岡労働局労働基準部長とする。
- 3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。
- 4 委員は年度ごとに委嘱するものとし、任期は各年度末までとする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員がやむを得ない理由により企画委員会に出席できない場合は、代理による出席も可とする。
- 3 委員長は、テーマに応じ、必要と認めるときは、地域住民やNPO、NGOなど本委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 企画委員会の庶務は、静岡労働局労働基準部において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成23年11月14日から施行する。
この要綱は、平成23年7月24日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	職名
委員長	静岡労働局労働基準部長
委員長代理	静岡労働局労働基準部監督課長
委員	静岡県健康福祉部地域医療課医療人材室長 静岡県経済産業部就業支援局労働政策課長 社団法人静岡県医師会理事 社団法人静岡県看護協会会长 社団法人静岡県看護協会静岡県ナースセンター所長 社団法人静岡県病院協会副会長 社団法人静岡県病院協会看護部会会长 静岡労働局職業安定部職業対策課課長補佐 静岡労働局雇用均等室地方機会均等指導官
計	11人